

事務局説明資料

2022年4月18日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

- I. [参考]サステナビリティ開示を巡る国際的な動向
- II. 情報開示の頻度・タイミング
- III. 英文開示
- IV. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の関係
- V. ご議論いただきたい事項

ISSB基準の公開草案①

- 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は全般的な要求事項及び気候関連開示基準に関する公開草案を公表（昨年11月に公表した基準のプロトタイプ（基準の原型）がベース）。市中協議（コメント期限：7月29日までの120日間）を経て、2022年末までに基準を最終化予定
- 2022年終盤にISSBの基準策定における優先事項を決定するための市中協議を実施する旨も併せて公表

ISSB基準の公開草案の概要

全般的な開示要求事項

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定（例）重要性の判断、開示場所に関する要件等

気候関連開示

- 企業の気候関連リスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFDとの主な違いは、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 3^{（注1）}の開示の要求、及び業種別指標の開示の要求

（参考）ISSBにおけるSASB基準^{（注2）}の取扱い

- 昨年11月、IFRS財団はサステナビリティ開示に関する既存の基準策定団体であるVRF^{（注3）}と2022年6月までに統合する旨公表
- 今般、ISSBは基準の公開草案公表の他、SASB基準の今後の取扱いについて以下の方針を公表
 - ISSBの基準設定プロセスにおいてSASBによる業種別アプローチを採用する
 - 今回公表した基準の公開草案において、SASB基準をベースにした要件を含める（気候関連開示では業種別指標が該当）
 - SASB基準を国際的に適用可能にする（ISSBの初期の作業計画に含める旨言及）
 - IFRS財団がVRFと統合（2022年6月末）することに伴い、SASB基準をISSB基準の適用ガイダンスとする
 - SASBで現在進行中のプロジェクトは、ISSBに移行する等

（注1）Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3：Scope 1、Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

（注2）SASB（サステナビリティ会計基準審議会）が策定する、サステナビリティに係る課題が企業財務にもたらす影響を投資家等に報告するための基準。基準では11のセクター、77の業種別に開示項目及びKPIを設定

（注3）VRF（価値報告財団）：2021年6月にSASBとIIRC（国際統合報告評議会）が統合し設立された民間団体。2022年6月までにIFRS財団と統合する予定

（出所）IFRS財団プレスリリース（2022年3月31日公表）

ISSB基準の公開草案②(サステナビリティ全般の開示)

- 全般的な開示要求事項の公開草案では、気候変動に限らず、投資家にとって重要な全てのサステナビリティ情報を開示するための全般的な要件を設定

全般的な開示要求事項の公開草案の主なポイント

■ 重要性

- 主要な利用者(投資家・貸手・その他債権者)の企業価値に関する評価にとって重要な、全てのサステナビリティ関連財務情報の開示を要求
- 重要性に関する定量的な閾値は設けず、経営者に対し重要性の判断を要求

■ 4つの構成要素による開示

- 各サステナビリティ項目は、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素から開示を要求

■ サステナビリティ関連のリスクと機会の特定

- 重要なサステナビリティ関連のリスクと機会の特定には、ISSB基準のほかに、SASB基準^(注1)、ISSBの強制力のないガイダンス(CDSBフレームワーク^(注2)の適用ガイダンスを例示)、他の基準設定組織が公表している最新の公表物、同じ業種や地域で活動する他社の実務を考慮することを要求
※サステナビリティ事項に適用される特定のISSB基準が存在しない場合も同様の取扱い

■ 開示場所

- サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告^(注3)の一部として開示することを要求、ただし特定の開示場所は指定せず。開示場所の一つとして「経営者による説明」^(注4)も可能である旨規定

※青字はISSB基準プロトタイプ(2021年11月3日公表)から新たに追加あるいは明確化された内容

(注1) SASB(サステナビリティ会計基準審議会: サステナビリティに係る課題が企業財務にもたらす影響を投資家等に報告するための枠組み。11のセクター、77の業種別に開示項目及びKPIを設定)

(注2) CDSB(気候変動開示基準審議会)が策定する、気候変動を含む環境が企業に与える影響を投資家等に報告するための枠組み

(注3) 公開草案の付録Aでは、一般目的財務報告は「主要な利用者(既存および潜在的な投資家、貸手、およびその他の債権者)が企業への資金提供に関する決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供する。企業の一般目的財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示を含むが、これらに制限されない」と定義されている

(注4) 「経営者による説明」は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する、企業の財務諸表を補完する報告のこと。諸外国では、「経営者による検討及び分析(MD&A)、経営及び財務のレビュー(OFR)、戦略報告書(Strategic Report)」など様々な呼び方がある

(出所) IFRS財団 Exposure Draft 「[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information」(2022年3月31日公表)より、金融庁作成

ISSB基準の公開草案③(気候関連開示(1))

- 気候関連開示の公開草案では、TCFDの4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した形で設定している

公開草案の構成

目的
スコープ(物理的及び移行リスクと機会)
ガバナンス
戦略
リスク管理
指標と目標
[付録A] 定義
[付録B] 業種別開示要件
[付録C] 適用日 (未定、早期適用可)

主な開示要件

【ガバナンス】

- 気候関連のリスクと機会を企業内で監視、管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、手続きを理解するための情報

【戦略】

- 気候関連のリスクと機会に対応するための企業の戦略、当該リスクと機会が財務計画を含む戦略的な計画に組み入れられているか、戦略におけるコアであるかどうか評価するための情報

【リスク管理】

- 現在及び予想される気候関連リスクと機会を識別、評価、管理するプロセス、及び当該プロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合されているかどうか理解するための情報

【指標と目標】

- 重大な気候関連リスクと機会を測定、監視、管理し、設定した目標への進捗状況を含め企業による実績の評価を理解するための情報
 - 業種横断指標
 - 業種別指標([付録B]で詳細規定)
 - 目標への進捗状況を測定するため、取締役会や経営者が利用しているその他指標
 - 気候関連リスクの軽減と適応、又は気候関連機会の最大化のために企業が設定した目標

ISSB基準の公開草案④(気候関連開示(2))

□ 気候関連開示の公開草案では、シナリオ分析、業種横断指標、業種別指標が示されている

基準案の構成

留意すべき事項

ガバナンス	気候関連のリスクと機会を企業内で監視、管理するために使用されるガバナンスのプロセス、統制、手続きを理解するための情報
戦略	気候関連のリスクと機会に対応するための企業の戦略、当該リスクと機会が財務計画を含む戦略的な計画に組み入れられているか、戦略におけるコアであるかどうか評価するための情報
リスク管理	現在及び予想される気候関連リスクと機会を識別、評価、管理するプロセス、及び当該プロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合されているかどうか理解するための情報
指標と目標	気候関連リスクと機会を測定、監視、管理し、設定した目標への進捗状況を含め企業による実績の評価を理解するための情報

■ シナリオ分析

- 戦略上のレジリエンスを評価するため、**不可能な場合を除き、シナリオ分析の実施を要求(実施できない場合は代替手法の使用を要求)**
 - 分析結果(分析による発見事項や考慮した不確実性、戦略とビジネスモデルを調整・適応する能力)
 - 分析手法(使用されたシナリオ、時間軸、仮定 等)
 - **シナリオ分析を実施できない場合の代替手法の説明 等**

■ 業種横断指標

- 温室効果ガス(GHG)排出量について、以下の開示を求めている
 - GHGプロトコルに基づく、Scope 1、2、3^(注)の排出量
 - **Scope 1と2は以下の範囲で区別して開示**
 - i) 連結対象企業(親会社及びその子会社)
 - ii) 連結対象に含まれない企業(関連会社、共同支配企業等)
 - ※ ii) については排出量の測定方法及び当該方法を選んだ理由
 - Scope 3については、**排出量の測定において含まれる活動(カテゴリー)、バリューチェーン上の企業の測定方法 等**

■ 業種別指標

- 11セクター、68業種ごとに指標の開示を求めている
 - **一部指標を国際的に適用可能な形に修正**
 - **業種別指標が全般的な開示要求事項及び業種横断指標をどう補完しているかに関するガイダンスを提供**

- I. [参考]サステナビリティ開示を巡る国際的な動向
- II. 情報開示の頻度・タイミング
- III. 英文開示
- IV. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の関係
- V. ご議論いただきたい事項

第6回会合(2022年2月18日)におけるご意見の概要

(四半期開示見直しに関する意見)

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則の四半期決算短信には重複が見られるため、両者を一本化してはどうか
 - 一本化する場合、開示内容や監査法人のレビュー、虚偽記載に対するエンフォースメント等の課題について、具体的な検討を進める必要がある
- 四半期開示が新規上場を目指す会社の障壁となっているなどの事情があるなら、一部の市場について任意化することも一案か

(開示の頻度に関する意見)

- 四半期開示は中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用
- 企業価値に影響がある事項は適時開示で対応しており、四半期開示が中長期的な企業価値の判断に有用か必ずしも明らかではない
- 自分が周囲の経営者の方々に聞いたところでは、必ずしも四半期開示により経営が短期的になるとの意見ではなかった
- 開示頻度を後退させることは、海外からの投資に水を差すほか、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差の拡大の懸念もあり、慎重な検討が必要ではないか

(その他)

- 日本では企業が細かい業績予測を公表するので、アナリストは決算確認に終始しており、分析力が鍛えられていない。これがアナリストが近視眼的、と言われる背景ではないか
- 四半期開示を廃止するのであれば十分な根拠が必要だが、現時点では、必ずしもショートターミズムを助長しているとは言えないのではないか
- 非財務情報は財務情報を代替するものではなく、非財務情報の充実は財務情報を後退させる理由にはなりにくい
- 3月決算が多い日本企業が四半期開示を止めると、海外で一番重要な12月期に日本企業が情報発信しなくなり、日本の市場の地盤沈下につながるおそれ

□ 第6回会合では、法政大学・中野教授より国内外の四半期開示に関する実証研究を説明

研究主題

各実証研究における検出内容

資本市場への影響

- 四半期開示により、市場の効率性・流動性の向上、資本コストの低減効果が発現[Butler et al.(2007) 等]
- 四半期開示を行わない企業の株価は、四半期開示を行う米国の同業他社の利益情報に過剰反応 [Arif and De George (2020)]

短期主義あり

- 米国では、四半期開示強制により、投資の減少が拡大したほか、特許数等が減少[Kraft et al. (2018) 等]
EUでは、四半期開示強制により、充実した開示を行っていない企業は、短期主義的な行動を取る傾向 [Balakrishnan and Ertan. (2017)]

短期主義認められず

- 英国・シンガポールでは、四半期開示により、企業の投資活動に影響を及ぼしたとする証拠は得られない[Nallareddy et al. (2021) 等]

投資活動促進

- 日本では、四半期開示により、企業の投資行動が促進されるとの考えと統合的な証拠を検出[藤谷 2020]

投資行動への影響

検証結果一致せず

(留意点)

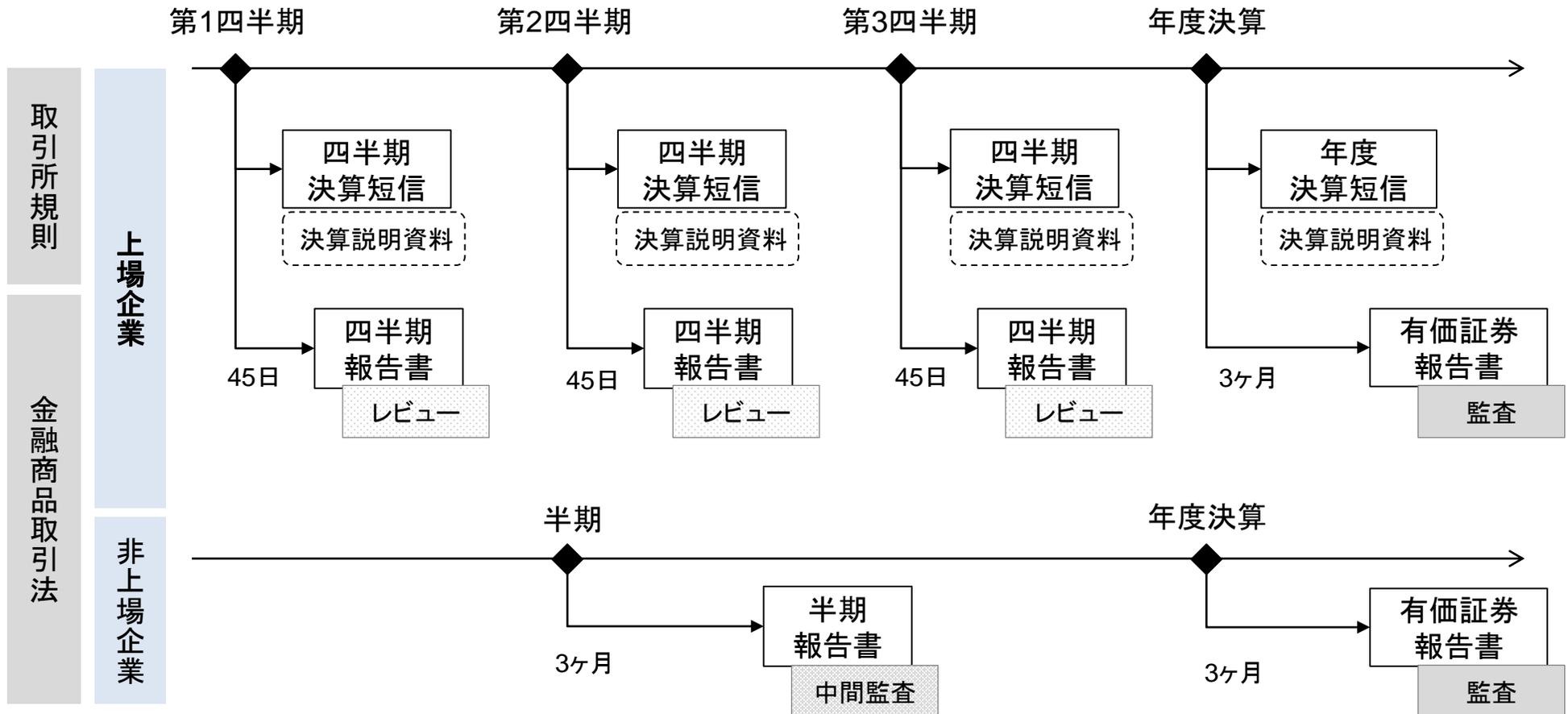
- 四半期開示が投資水準を低下又上昇させるチャンネルが存在[Kajüter et al.(2019)]
 - [四半期開示なし]過大投資 → [四半期開示導入]過大投資是正 → 投資水準低下
 - [四半期開示なし]過小投資 → [四半期開示導入]過小投資是正 → 投資水準上昇

ベネフィットとコストを合わせた効果

- シンガポールでは、四半期開示強制により、中小上場企業において、時価総額5%程度のコンプライアンス・コストの発生を市場が見込んだことを示唆する結果[Kajüter et al. (2019)]

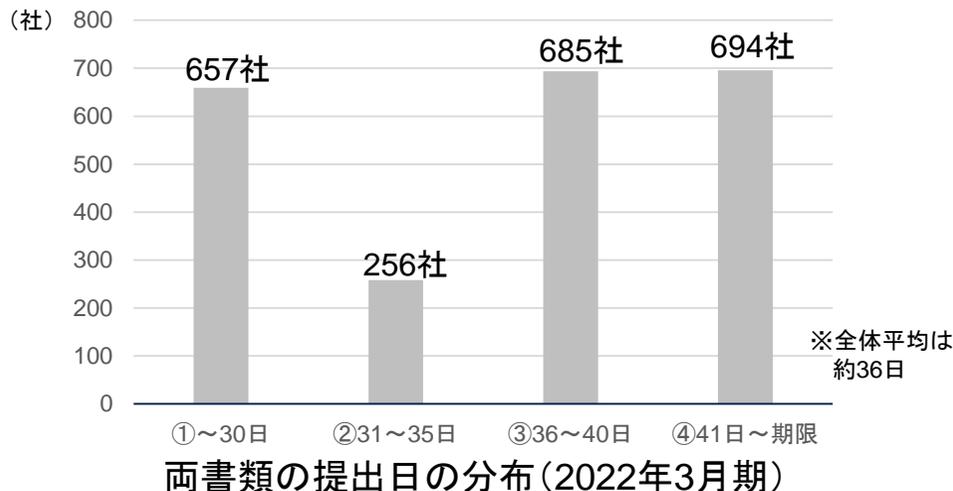
四半期決算短信と四半期報告書の「一本化」

- 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信の「一本化」の方向性については、コスト削減等の観点から幅広い支持
- 「一本化」する四半期開示については、開示内容、虚偽記載に対する責任、情報の信頼性等の論点がある

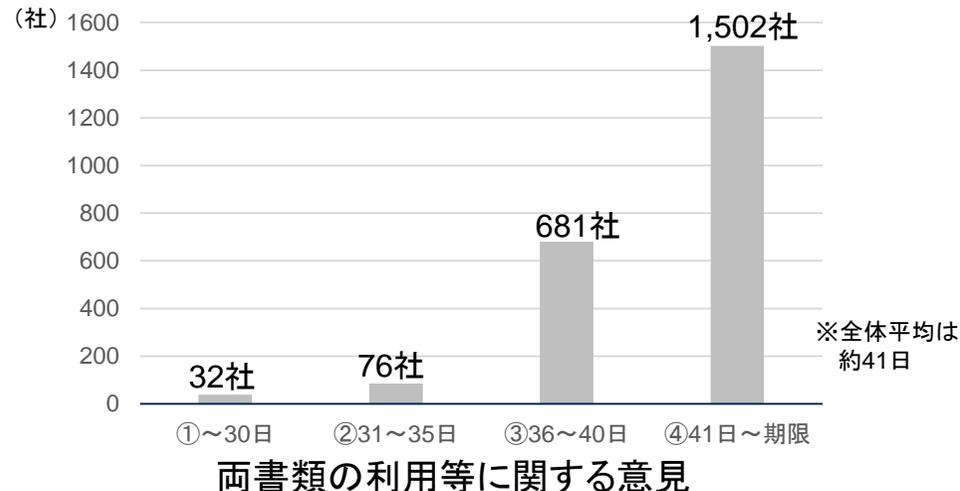


「一本化」の基本的な方針①(四半期開示のタイミング)

- 四半期決算短信を30日以内に開示し、四半期報告書を法定期限近くに提出する企業が一定数存在している
 第1四半期決算短信提出日の分布(2022年3月期)



第1四半期報告書提出日の分布(2022年3月期)



四半期決算短信

(※)マス目内の数字は、社数

四半期決算短信	① ~30日	② 31~35日	③ 36~40日	④ 41日~期限
④ 41日~期限	0	0	0	694
③ 36~40日	0	0	331	354
② 31~35日	0	36	100	120
① ~30日	32	41	250	334

四半期報告書

■ ディスクロージャーWGにおけるご意見

- 実態として、四半期決算短信を出して四半期面談を行った後、資本市場の対話において、四半期報告書を基にした質問や議論はほぼない

■ 四半期開示に関する実務担当者の声^(注)

[金融・保険業]

- 四半期開示への質問に関しても、四半期報告書自体への質問を受けることはなく、四半期決算短信への質問が大宗

■ 投資家の声

- 機関投資家は、四半期決算短信の情報は発表日に取り込み、有価証券報告書の細かいデータで再度修正するようにしている。四半期報告書のデータはほとんど使っていない

(注)公益社団法人関西経済連合会「『四半期開示制度の義務付け廃止に向けた緊急提言』の取りまとめについて」

(出所)東証上場企業の第1四半期決算短信・第1四半期報告書(2022年3月期)をもとに、金融庁にて試算。四半期報告書は45日が期限(45日目が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日が提出期限)。四半期決算短信は、遅くとも金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出までに開示

「一本化」の基本的な方針②(四半期決算短信発表時の情報開示)

- 上場企業では、四半期決算短信の発表と合わせて、決算説明資料や決算説明会の模様等を公表するなど投資家への積極的情報開示が行われている

味の素

2022年3月期第3四半期

ホーム > 味の素グループ > IR情報 > イベント > 決算説明会 (資料)

English

IR情報

IRニュース一覧

3分読解 早わかり味の素グループ

経営戦略

事業紹介

財務(ハイライト)

非財務(ESG)

イベント

決算説明会 (資料)

機関投資家・アナリストを対象とした決算説明会(2回/年)の動画および質疑応答の概要をご覧ください。また、四半期毎の決算関連資料も掲載しています。

最新の決算情報 (2022年3月期第3四半期)

- PDF 決算短信 (439KB)
- PDF プレゼンテーション資料 (657KB)
- PDF 決算概要 (251KB)
 - > 2022年3月期第3四半期決算説明会 動画配信 (2022年1月31日開催) ☑
- PDF 社長交代および執行体制変更のお知らせ (2022年2月14日修正) (760KB)
- PDF 社長交代および執行体制変更のお知らせ (スクリプト付き) (2022年2月14日修正) (609KB)
- > 「社長交代および執行体制変更のお知らせ」動画配信 (2022年1月31日開催) ☑

Results Briefing (Documents)

View webcasts of results briefing for institutional investors and analysts (held twice yearly) and Q&A summaries. Briefing materials for quarterly results are also available below.

(Download Latest Financial Data) Third Quarter ended December 31, 2021

- PDF Financial Statement (740KB)
- PDF Presentation materials (640KB)
- PDF Consolidated Results (388KB)
 - > Video Streaming: Third Quarter Results Briefing (January 31, 2022) ☑
- PDF Notification of Intention to Replace the President and Change the Executive Team (Revised February 14, 2022) (689KB)
 - > Video Streaming: Notification of Intention to Replace the President and Change the Executive Team ☑

決算短信のみならず、決算概要、決算説明会におけるプレゼンテーション資料、動画もあわせ、日本語・英語両方で掲載

(出所)味の素ウェブサイト、(株)オリエンタルランドウェブサイト

オリエンタルランド

2022年3月期第3四半期

IR資料室

最新IR資料ダウンロード

2022年3月期 第3四半期決算発表
> オンデマンド 音声配信 ☑



資料一括ダウンロード (2,715KB)

- PDF 決算短信 (240KB)
- PDF 決算補足資料 (211KB)
- PDF 決算説明資料 (428KB)
- PDF 決算説明資料(解説付) (2,337KB)
- PDF 質疑応答 (169KB)

> 過去の資料はこちら

株主・投資家の皆様へ

> 経営について

> 初めてのOLCグループ

> 業績・財務情報

IR資料室

> 決算短信

> 決算説明会

2022年1月31日
株式会社オリエンタルランド

2022年3月期 第3四半期決算電話説明会 質疑応答

実施日：2022年1月28日(金)
当社説明者：取締役副社長執行役員 片山 雄一
IRグループマネージャー 菅原 海(司会)

以下は、説明会における主な質疑応答を取りまとめたものです。

- Q1) 入園者が前年同期を上回った背景を教えてください。
- A1) 前年度は「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」緩和以降、オペレーションの準備が整った12月から徐々に入園者数を引き上げてきたが、今年度は10月25日より入園者数を引き上げてきたことが要因である。また、令和3年4月8日付のガイドライン改訂によって、大声が出るアトラクションや屋内シアター施設も収容人数の100%まで乗車可能となったことも要因として挙げられる。
- Q2) 変動価格制導入の効果は表れているのか。
- A2) チケット価格帯を4段階にしたが、第3四半期会計期間においては最高価格帯を設定していた日も含めて各日ともに販売は好調だった。やはり週末の需要が高い傾向は見られていますが、平準化の効果は引き続き注視していく。

決算説明資料に加えて、決算説明会における主な質疑応答についても掲載

「一本化」の基本的な方針③(四半期業績の臨時報告書(米国の事例))

- 米国では、プレスリリース等で開示された登録者の事業や財務状況の結果に関する情報については、Form 8-K(臨時報告書)により開示することが求められている

Form 8-K (臨時報告書)における記載事項

INFORMATION TO BE INCLUDED IN THE REPORT

Section 1 - Registrant's Business and Operations

Item 2.02 Results of Operations and Financial Condition.

- (a) If a registrant, or any person acting on its behalf, makes any public announcement or release (including any update of an earlier announcement or release) disclosing material non-public information regarding the registrant's results of operations or financial condition for a completed quarterly or annual fiscal period, the registrant shall disclose the date of the announcement or release, briefly identify the announcement or release and include the text of that announcement or release as an exhibit.

「一本化」の基本的な方針④(虚偽記載の責任)

- 仮に四半期開示を四半期決算短信に「一本化」する場合であっても、同じ内容を臨時報告書で開示する仕組みとすることで、四半期報告書と同様の虚偽記載の責任を課すことが可能
- 監査法人のレビューの有無については、「一本化」する書類の制度設計次第となる

	取引所規則	金融商品取引法	
	四半期決算短信	四半期報告書	臨時報告書
虚偽記載に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> • 特設注意市場銘柄の指定 • 改善報告書及び改善状況報告書の提出 • 公表措置 • 上場契約違約金(最高9,120万円) 	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事罰:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金 • 課徴金:300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方 • 民事責任(立証責任が企業側に転換されている等) 	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事罰:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金 • 課徴金:300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方 • 民事責任(立証責任が企業側に転換されている等)
監査法人のレビュー	不要	要	無

「一本化」する四半期開示の位置づけ①(開示内容)

□ 四半期決算短信の内容は、四半期報告書の記載事項と比較し、簡易なものとなっている

四半期決算短信(取引所規則) ※要請事項

四半期報告書(金融商品取引法)

非財務 (注1)	企業の概況	サマリー情報(業績予想含む) —	主要な経営指標等の推移 (事業の内容 ^(注2))
	事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 (存在する場合のみ) —	(事業等のリスク ^(注3)) (経営上の重要な契約等 ^(注2))
	提出会社の状況	—	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析(キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ) 株式等の状況 (役員 ^(注2) の状況)
	財務諸表	四半期連結財務諸表 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書は任意)	四半期連結財務諸表 (2Qは四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必須)

(注1) 上記はそれぞれの開示における非財務情報のうち、主な記載事項を比較したもの

(注2) 当四半期連結累計期間に重要な変更があった場合等に記載を要する

(注3) 以下の場合に記載を要する

- 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

「一本化」する四半期開示の位置づけ②(四半期決算短信の簡素化の経緯)

- 2016年のディスクロージャーWG報告は、四半期を含む決算短信について、速報としての性格に比した作成・公表の事務負担や記載内容の有価証券報告書(四半期報告書)との重複についての指摘を踏まえ、速報性の観点から、整理・合理化を提言
- 取引所は、上記提言等を踏まえ、四半期決算短信について、以下の見直しを実施(2017年4月から適用)

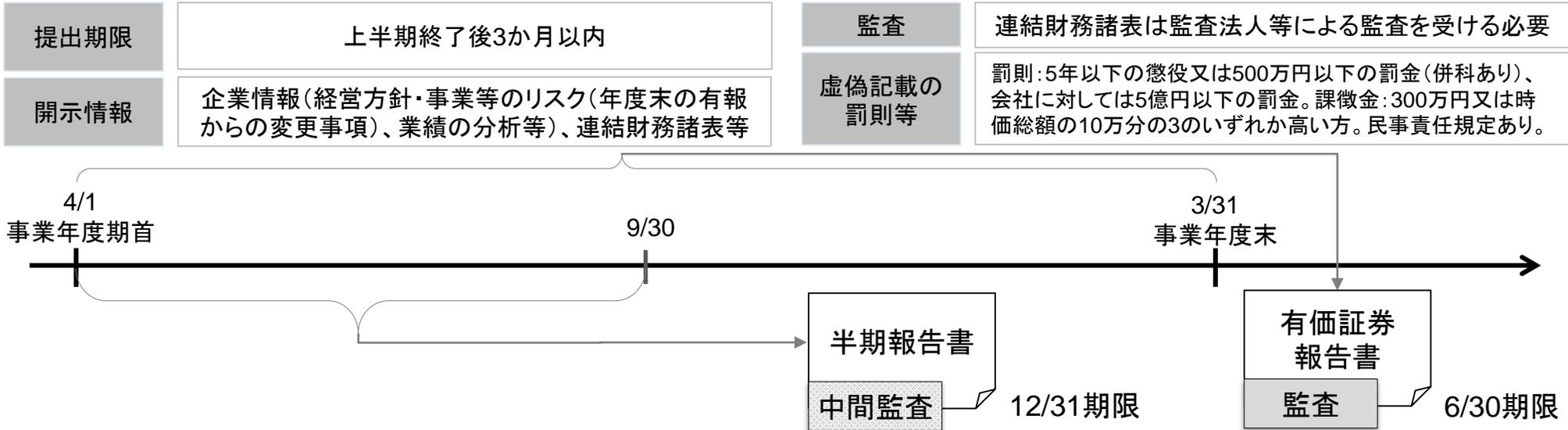
項目	見直し前	見直し後
主要な経営指標の様式 (サマリー情報)	義務	要請
四半期連結財務諸表 及び主な注記	要請	後日開示することも可能 (投資判断を誤らせるおそれがない場合)
投資判断に有用な追加情報 (経営成績に関する定性的な記載等)	積極的な記載を要請	要請を取り止め

※ 上記のほか、業績予想については、多様な記載例を例示するとともに、四半期レビューは不要であることを明確化

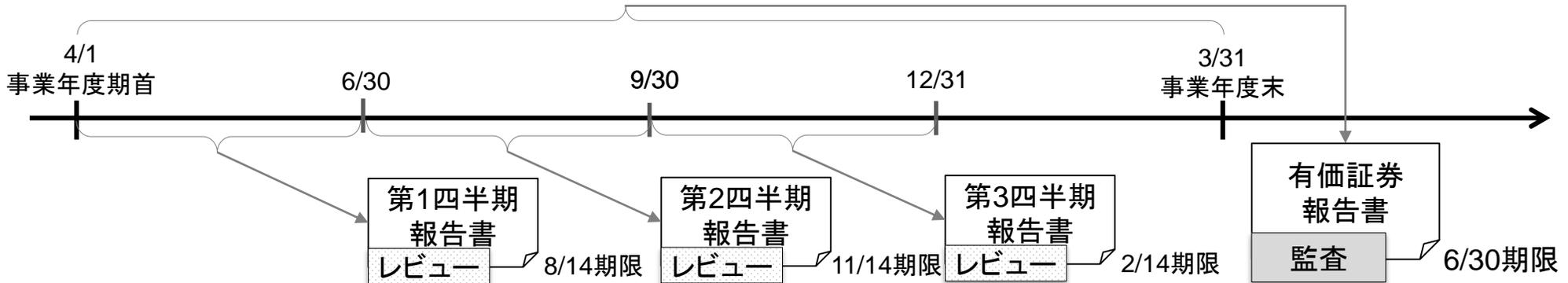
「一本化」する四半期開示の位置づけ③(半期報告書、中間監査(1))

- 有価証券報告書を提出する非上場企業(資金調達のために過去に有価証券届出書を提出した企業等)は、金融商品取引法により半期報告書の提出が求められている(決算短信の提出はなし)

[非上場企業]3月決算会社における提出スケジュール(イメージ)



(参考)[上場企業]3月決算会社における提出スケジュール(イメージ)



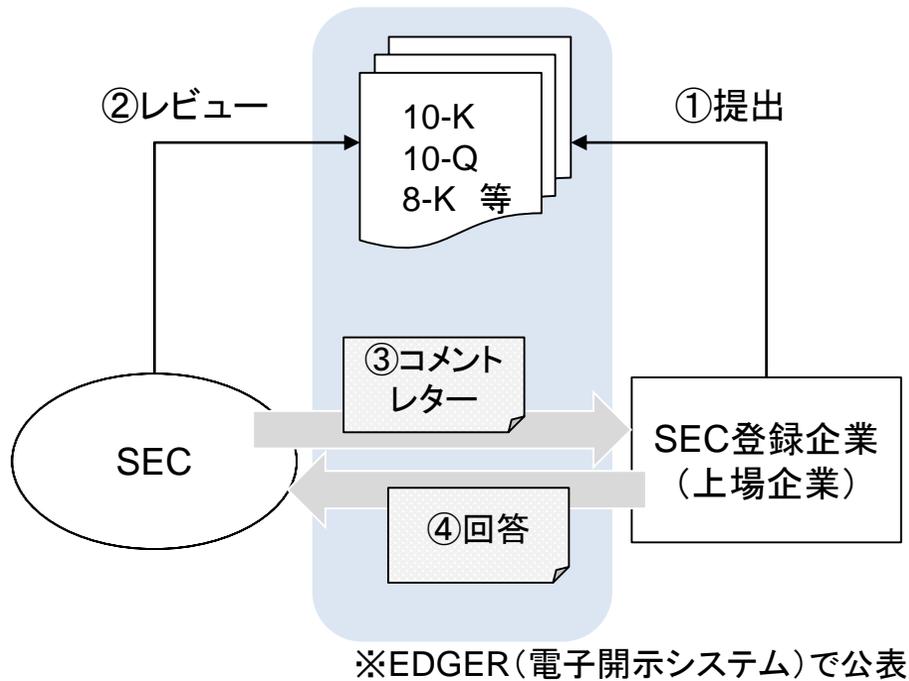
「一本化」する四半期開示の位置づけ④(半期報告書、中間監査(2))

	年度監査	中間監査	四半期レビュー
手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務数値の適正性を、帳簿との突合・現物確認等を通じて検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクの程度に応じて、年度監査の監査手続の一部を省略可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務数値の間や財務数値と非財務数値等との関係を検証
証明文言	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正に表示しているものと認める(積極的形式) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有用な情報を表示しているものと認める(積極的形式) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正に表示していないと信じさせる事項は認められなかった(消極的形式)

[参考]開示書類に対するエンフォースメント(米SECによるレビュー)

- 米国の年次報告書(10-K)等はSEC(Division of Corporation Finance)によるレビューが実施されており、一定規模の証券取引委員会(SEC)登録企業(大規模早期提出会社、早期提出会社等)は、未解決のSECスタッフコメントを、年次報告書において開示することが求められている

米SECによるレビューのイメージ



過去に提出した年次報告書等に対してSECスタッフから受け取ったコメントのうち、未解決のものについて、会社が説明

年次報告書(Form 10-K)の主な開示項目

Part I
Item 1. Business.
Item 1A. Risk Factors.
→ <u>Item 1B. Unresolved Staff Comments.</u>
Item 2. Properties.
...
Part II
...
Item 7. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations.
...
Item 8. Financial Statements and Supplementary Data.
...
Part III
Item 10. Directors, Executive Officers and Corporate Governance
...
Part IV
Item 15. Exhibits, Financial Statement Schedules.

(注)日本では、金融庁と各財務局において、有価証券報告書の記載内容に関する審査(有価証券報告書レビュー)が行われている

(出典)米SECウェブサイトより金融庁作成

四半期以外の適時開示①(国際比較)

- 日本(東証)では、経済界の要請を踏まえ、開示対象や重要性基準を定める細則主義を採用
- 一方、米国、英国では、原則主義に基づき、企業が開示すべき事項や重要性を判断している

	日本	米国	英国
根拠	取引所規則	取引所規則	開示透明性規則
規定内容	<p>投資判断に重要な影響を及ぼす決定事実又は発生事実について、決定又は発生次第直ちに開示</p> <p>(有価証券上場規程第402条等)</p>	<p>証券市場に重要な影響を与えることが想定されるニュース又は情報を速やかに公表</p> <p>「A listed company is expected to release quickly to the public any news or information which might reasonably be expected to materially affect the market for its securities.」 (NYSE Listed Company Manual)</p>	<p>自らに直接関係する内部情報(金融商品の価額等に重大に影響を及ぼす可能性が高い未公表の情報)を可能な限り速やかに公表</p> <p>「An issuer shall inform the public as soon as possible of inside information which directly concerns that issuer.」 「information which, if it were made public, would be likely to have a significant effect on the prices of financial instruments...」 (Disclosure Guidance and Transparency Rulesが参照するMarket Abuse Regulation)</p>
開示対象	具体的に規則で列挙	なし	なし
重要性基準	<p>重要性の判断基準を規定</p> <p>※ 売上高で1割以上、利益で3割以上の影響を及ぼす場合など</p>	なし	なし

四半期以外の適時開示②(コロナ拡大時の開示の状況(1))

- 2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時、決算発表時期の到来前に適時開示を行った企業は、1割程度

取引所における対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に及ぼす影響について、感染防止を優先したうえで、積極的かつ速やかな開示を要請(2020年2月10日)
- 新型コロナウイルス感染症に係るリスク情報の早期開示を要請(2020年3月18日)

開示状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響について、決算発表時期(※3月期決算会社の通期決算及び12月期決算会社の第1四半期決算。おおむね4月下旬～5月中旬)の到来前に、適時開示を行った企業は、全体の1割程度
- その後の決算発表時期(2020年4月下旬～5月)においては、足元の影響の有無や内容について記述的に説明する事例が増加したものの、リスク情報として開示した事例は1割程度にとどまったほか、3月期決算会社の半数以上が業績予想の開示を見送り(例年は、通期決算の発表時に9割以上の企業が業績予想を開示)
- 3月期決算会社の第1四半期決算(2020年7月下旬～8月)においては、半数以上の会社が前年同四半期比で30%以上の減益となった旨を開示(多くの会社で相当の業績インパクトが発生)

四半期以外の適時開示③(コロナ拡大時の開示の状況(2))

- 2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時、企業会計基準委員会(ASBJ)から、会計上の見積りに用いた仮定を具体的に開示するよう周知し、金融庁も充実した開示を要請。これを踏まえて、有価証券報告書や四半期報告書では、一定の開示が進展

ASBJ、金融庁における対応(2020年)

【ASBJ】

- 4月10日 議事概要を公表し、会計上の見積りに関し、一定の仮定を置き最善の見積りを行った結果が事後的な結果と乖離しても会計上の誤りには当たらないことや、用いた仮定を具体的に開示する必要があること、などを明確化
- 5月11日 上記の追補版を公表し、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが有用であることを明確化
- 6月26日 上記議事概要を更新し、同感染症の影響に関する四半期決算における開示の考え方の明確化

【金融庁】

- 5月21日 有価証券報告書の財務情報および非財務情報の双方において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する、具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とする要請文を公表
- 7月1日 四半期報告書の財務情報および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されるとする要請文を公表

法定書類における開示状況

- 記載内容の詳細さには幅があるものの、日本基準を適用している企業の約7割、IFRSや米国基準を適用している企業の約8割が、有価証券報告書や四半期報告書の財務諸表注記において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定等(同感染症の今後の広がり方や収束時期、影響等)を開示
- 上記の開示をしていない会社(日本基準)のうち約80%(3月決算会社)が、「新型コロナウイルス感染症の影響が軽微」と回答

四半期以外の適時開示④(ウクライナ情勢の開示の状況(1))

- ロシア・ウクライナ情勢について、事業活動や経営成績に及ぼす影響やリスクの説明に関する積極的な開示が要請されている

取引所における対応

- ロシア・ウクライナ情勢が事業活動・経営成績に及ぼす影響やリスクの丁寧な説明を要請(2022年3月9日、17日)
- ロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示事例を提供(2022年3月17日)

開示状況

- 現在のロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、欧米の企業では影響の有無やリスクへの対応等に関する積極的な情報開示が行われはじめているが、日本企業の開示例は少数

【海外における開示例】

- Deutsche Bank(ニューヨーク・フランクフルト上場)
「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」(2022年3月9日)
 - リスク軽減の取組みや責任者による現状認識、ロシア・ウクライナ向け貸付金残高・比率等について開示
- British American Tobacco(ニューヨーク・ロンドン上場)
「Russia Business Update and Revised Guidance」(2022年3月11日)
 - ロシアでの事業継続断念、ロシア・ウクライナの収益割合、業績見通しの修正について開示

四半期以外の適時開示⑤(ウクライナ情勢の開示の状況(2)(開示事例))

□ 日本企業の中にも、ロシア・ウクライナ情勢の影響について開示している事例が見られる

株式会社日立製作所(2022年3月10日公表)

「ウクライナおよびロシアにおける事業について」※抜粋

ウクライナには、日立グループのGlobalLogic社(米国本社)のエンジニアリング拠点がありますが、同拠点の従業員および家族は、事業継続計画に基づき、安全を最優先としてウクライナの安全な場所や他国への避難を進めています。また、従業員の移動中はサービスが一部滞ることもありましたが、徐々に顧客とのプロジェクトを再開しており、通常のオペレーションを取り戻しつつあります。ソフトウェアエンジニアリングサービス事業の性質上、従業員はパンデミックが生じた際の対応と同様、遠隔地から業務を遂行することができ、現在、同社のオペレーションに大きな影響は生じていません。

また、ロシアにおける事業については、日立グループは当面の間、ロシアへの輸出およびロシアにおける製造拠点の稼働(市民生活に欠かせない電力設備を除く)を順次停止していくこととしました。

なお、日立グループのロシア向け売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通し10兆円に対して約0.5%で、その過半が建設機械事業です。また、GlobalLogic社のウクライナにおける開発拠点が担う売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通しの約0.3%です。

現時点で、ウクライナおよびロシアの情勢変化による当社の2022年3月期の業績への大きな影響はない見通しです。当社では、すでに立ち上げている対策本部を中心に、引き続き状況を注視した上で適切な対応を行ってまいります。今後の情勢の変化に伴い、当社業績に大きな影響が見込まれる場合は、速やかにお知らせします。

- ロシア・ウクライナ両国における事業の状況と今後の対応方針について開示
- 公表済みの業績予想について、ロシア・ウクライナに関連する収益が占める割合を示して影響度を説明

四半期以外の適時開示⑥(ウクライナ情勢の開示の状況(3)(開示事例))

□ 海外におけるロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示例

Deutsche Bank AG(ドイツ、銀行業)

(2022年3月9日)

「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」

(ロシア向けエクスポージャーが限定的であることを報告)※抜粋

Deutsche Bank has reduced its Russian exposure and local footprint significantly since 2014, with further reductions in the past two weeks. “Our direct exposures are currently very limited and tightly managed. Second- and third-order effects of the current situation, including sanctions and cybersecurity risk, are being carefully evaluated and monitored,” said Stuart Lewis, Chief Risk Officer and Member of the Management Board.

Credit exposures to Russia and Ukraine account for a very small portion of the bank’s overall loan portfolio and are protected by a number of risk mitigants. These include offshore collateral and financial guarantees, while market risk exposures have been significantly reduced prior and subsequent to Russia’s invasion of Ukraine.

As of December 31, 2021, the bank’s credit exposure to Russia and Ukraine was as follows:

- Net loan exposure to Russia of € 0.6 billion after taking account of guarantees and asset collateral. Gross loan exposure was € 1.4 billion, around 0.3% of the overall loan book. The bank’s net exposure comprises:
 - € 0.5 billion to large Russian companies with material operations and cashflow outside Russia (€ 1.1 billion gross), booked offshore and with de minimis onshore exposure
 - € 0.1 billion from loans to subsidiaries of large multinational companies (€ 0.3 billion gross), predominantly guaranteed by parent companies, of which around 50% booked offshore
- Net loan exposure to Ukraine of € 42 million (€ 0.6 billion gross)
- The vast majority of Deutsche Bank’s derivative exposure to Russia has been unwound. The remaining exposure presents no material credit risk as the bank has a net liability position
- Offshore loans to counterparties with a Russian connection by the wealth management business were adequately collateralised, and the collateral is not linked to Russia

- リスク軽減の取組みや責任者による現状認識について説明
- ロシア・ウクライナ向け貸付金残高の状況や貸付金全体に占める割合を具体的に開示

British American Tobacco p.l.c.(英国、製造業)

(2022年3月11日)

「Russia Business Update and Revised Guidance」

(ロシア事業に関するアップデート及び業績見通しの修正)※抜粋

Building on our announcement of 9th March 2022, we have now completed the review of our presence in Russia. The context is highly complex, exceptionally fast-moving and volatile.

We have concluded that BAT’s ownership of the business in Russia is no longer sustainable in the current environment.

Today, we have initiated the process to rapidly transfer our Russian business in full compliance with international and local laws. Beyond continuing to pay our 2,500 employees, we will do our utmost to safeguard their future employment.

Upon completion, BAT will no longer have a presence in Russia.

Following our decision today, and in light of the continuing uncertainty related to Ukraine and Russia and the possible indirect impact on the rest of the Group, we consider it prudent to revise our guidance for full year 2022. We now expect constant currency Group revenue growth of 2% to 4% and Mid-Single Figure constant currency adjusted diluted EPS growth. In 2021, Ukraine and Russia accounted for 3% of Group revenue and a slightly lower proportion of adjusted profit from operations.

- ロシアにおける事業に関して、継続可能ではないとの認識を開示
- 業績見通しを修正するとともに、ロシア・ウクライナ両国が収益に占める割合の実績を明示

目次

- I. [参考]サステナビリティ開示を巡る国際的な動向
- II. 情報開示の頻度・タイミング
- III. 英文開示
- IV. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の関係
- V. ご議論いただきたい事項

前回ディスクロージャーWGにおける提言

□ 前回ディスクロージャーWG報告では、英文による情報提供の促進について提言

ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2018年6月28日) 抜粋

我が国の資本市場における海外投資家の株式保有割合が引き続き上昇する中、英文による企業の財務諸表データや記述情報を求める声が更に高まっている。

現在、日経225構成銘柄の約9割の企業が英語版アニュアルレポートを作成している一方、有価証券報告書の英語版はほとんど作成されておらず、例えば有価証券報告書記載の政策保有株式に関する情報が海外投資家に十分知られていないといった指摘がある。

また、企業からは、自社ウェブサイトの有価証券報告書の英訳を開示しても外部からのアクセスがほとんどないとの声が聞かれるが、この点については、

- 海外投資家は必ずしも各企業のウェブサイトから英語情報を収集するわけではない
- 海外投資家は、情報ベンダー経由で情報収集するケースが多く、英語情報についてはEDINET等の公共的システムへの掲載が情報ベンダーによる情報提供につながり、実務上有効

といった意見があった。

このため、以下の取組みを実施すべきである。

- EDINET上の情報について、財務諸表本表や提出書類の見出しの英文化など、システム上で一定程度英訳を進める。
- 企業における有価証券報告書の英訳を奨励するために、金融庁のウェブサイトの有価証券報告書の英訳を実施している企業の一覧を公表することや海外投資家の要望の強い政策保有株式について自社のウェブサイトにおいて英訳して公表することを促す。
- 既に企業が任意に有価証券報告書を英訳している場合にはその結果を活用するために、英訳された有価証券報告書をEDINETの英語サイトに掲載することを可能とする。

前回ディスクロージャーWGの報告を踏まえた対応(EDINET)

- 前回(2018年)の報告を踏まえ、主に次期(第5世代)EDINETで改善を行う予定

前回ディスクロージャーWG報告の内容

報告内容を踏まえた取組み

■ 英文による情報提供

我が国の資本市場における海外投資家の株式保有割合が引き続き上昇する中、英文による企業の財務諸表データや記述情報を求める声が更に高まっている。このため、

- EDINET上の情報について、財務諸表本表や提出書類の見出しの英文化など、システム上で一定程度英訳を進める
- 企業における有価証券報告書の英訳を慫慂するために、金融庁のウェブサイトでは有価証券報告書の英訳を実施している企業の一覧を公表する
- 既に企業が任意に有価証券報告書を英訳している場合にはその結果を活用するために、英訳された有価証券報告書をEDINETの英語サイトに掲載することを可能とする。

- 表示された提出書類について、閲覧者がブラウザの翻訳サービス等を利用して、英語に仮訳できる環境を、次期EDINETにおいて提供する予定
- 英訳した有価証券報告書を自社のウェブサイトに掲載している企業の一覧表を、企業からの同意を得てEDINETの英語サイトに掲載

[参考]英訳した有価証券報告書を公表している企業一覧

□ EDINETにおいて、英訳した有価証券報告書を自社ウェブサイト上に掲載している企業の一覧を公表

List of links to English translations of Annual Securities Reports (ASRs)

last-update: July 23, 2021

CODE	Company Name	Name (J)	URL	JCN*
2002	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.	日清製粉グループ本社	https://www.nissin.com/english/shareholders/securities.html	8010001008736
3561	Chikaranomoto Holdings Co., Ltd.	カの源ホールディングス	https://www.chikaranomoto.com/ir/library/securities/	7290001001697
3632	Gree, Inc.	グリー	http://corp.gree.net/jp/en/ir/news/	8010401055923
3659	NEXON Co., Ltd.	ネクソン	https://ir.nexon.co.jp/en/library/quarter.html	6010001081280
3774	Internet Initiative Japan Inc.	インターネットイニシアティブ	https://www.ij.ad.jp/en/ir/library/sec-report/	6010001011147
4626	TAIYO HOLDINGS CO.,LTD.	太陽ホールディングス	http://www.taiyo-hd.co.jp/en/investor/result/	3011601003833
4716	ORACLE CORPORATION JAPAN	日本オラクル	https://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/financials/english-187822-ja.html	4010401078085
4755	Rakuten, Inc.	楽天	https://global.rakuten.com/corp/investors/documents/securities_report.html	9010701020592
4847	INTELLIGENT WAVE INC.	インテリジェント ウェーブ	https://www.iwi.co.jp/en/ir/news/	4010001091991
6098	Recruit Holdings Co., Ltd.	リクルートホールディングス	https://recruit-holdings.com/ir/library/securities-report.html	5010001060426
6301	Komatsu Ltd.	コマツ	https://home.komatsu/en/ir/library/annual-security-report/	1010401010455
6305	Hitachi Construction Machinery Co., Ltd.	日立建機	https://www.hitachim.com/global/investor-relations/ir-library/annual-securities-report/	3010001026998
6326	KUBOTA CORPORATION	クボタ	https://www.kubota.com/company/ir/financial/yuho/index.html	1120001037978
6638	MIMAKI ENGINEERING CO., LTD.	ミマキエンジニアリング	https://ir-eng.mimaki.com/library/report.html	5100001010883
6762	TDK Corporation	TDK	https://www.global.tdk.com/corp/en/ir/ir_library/report/index.htm	7010001034849
6857	ADVANTEST CORPORATION	アドバンテスト	https://www.advantest.com/investors/ir-library/report.html	9011601000379
7013	IHI Corporation	IHI	https://www.ihico.jp/en/ir/ir_library/securities/	4010601031604
7201	NISSAN MOTOR CO., LTD.	日産自動車	https://www.nissan-global.com/EN/IR/LIBRARY/YEARS/	9020001031109
7296	F.C.C.CO.,LTD.	エフ・シー・シー	http://www.fcc-net.co.jp/en/ir/index.html	5080401010065
7752	RICOH COMPANY,LTD.	リコー	https://www.ricoh.com/IR/financial_data/securities_report/	2010801012579
7944	Roland Corporation	ローランド	https://ir.roland.com/en/ir/library/result.html	6080401010213
8252	MARUI GROUP CO., LTD.	丸井グループ	https://www.0101maruigroup.co.jp/en/ir/lib/sec.html	9011201005150
8572	ACOM CO.,LTD.	アコム	https://www.acom.co.jp/corp/english/ir/library/financial_report/	6010001023778
8628	MATSUI SECURITIES CO.,LTD.	松井証券	https://www.matsui.co.jp/en/financial/securities/	2010001057425
8923	TOSEI CORPORATION	トーセイ	https://www.toseicorp.co.jp/english/ir/irlibrary/report/	8010401064940
9270	Valuence Holdings Inc.	バリュエンスホールディングス	https://www.valuence.inc/ir/library/securities/	6120001168182
9432	NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION	日本電信電話	http://www.ntt.co.jp/ir/library_e/yuho/index.html	7010001065142
9437	NTT DOCOMO, INC.	NTTドコモ	https://www.nttdocomo.co.jp/english/corporate/ir/library/report/	1010001067912

*JCN : Japan Corporate Number

*Updates are highlighted in yellow.

The list covers English translations of the Annual Securities Reports (“Yukashouken Houkokusho”) which have been submitted to EDINET pursuant to Financial Instruments and Exchange Act of Japan, but it does not cover other types of English documents such as annual reports which were prepared in the formats different from Annual Securities Report.

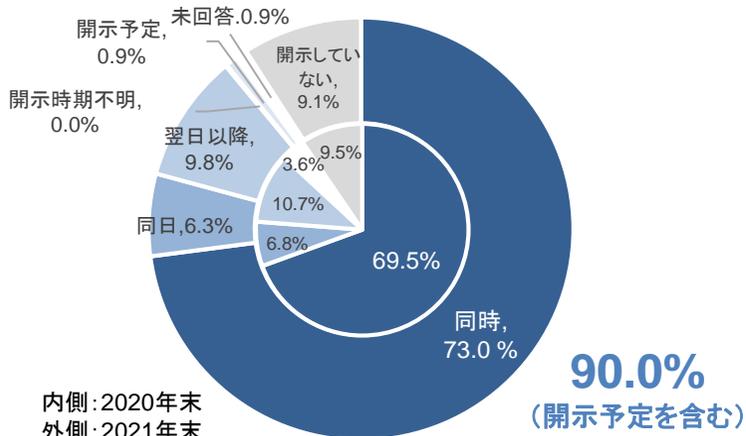
第1回会合(2021年9月2日)における英文開示に関するご意見の概要

- 有報の英文化は、日本の資本市場の国際化の観点から必要。
- 海外の英語圏以外の市場で、英文開示化の動きが進んでいる。また、コーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、有価証券報告書について例えばプライム市場については英文化することも、制度面を含め検討してよいのではないか。
- 今ある有価証券報告書を単純に英訳しただけでは、恐らく海外の投資家には理解されない。英語版を作るときに何を変えるのか、どういう視点で自由度を持たせるのかについても検討する余地がある。
- 英文開示はそのまま英訳してもグローバルの投資家には理解しにくい。工夫が必要。
- 何を開示するかも併せて、英文開示は非常に重要。内容が日本語と異なることは問題だが、日本語独特の言い回しや制度をそのまま英訳しても理解できない部分については、考える必要。
- 有価証券報告書の内容をそのまま英訳したのでは海外投資家に必要な情報が伝わらないのではないかという意見もあるが、情報は、英語・日本語その他の言語で全く同じ情報を伝える必要がある。記載に差を付けた結果、異なる内容で受け止められるのは避けたい。

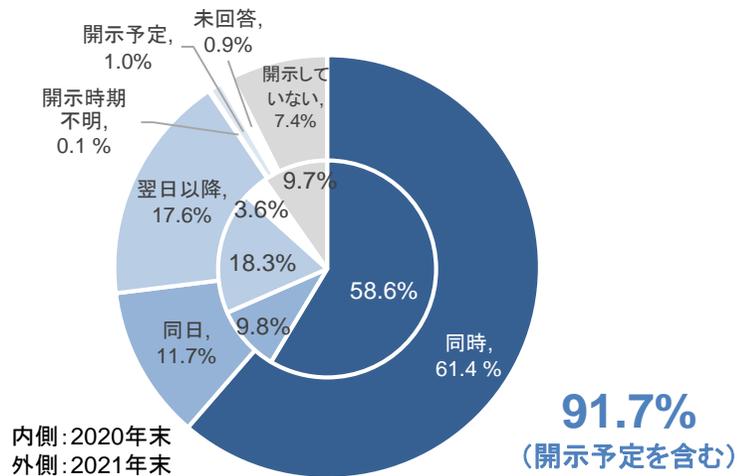
決算短信・株主総会招集通知の英文開示の状況(2021年12月末時点)

- 時価総額ベースでは約9割が決算短信、株主総会招集通知の英文開示を実施
- 英文資料の和文資料との同時開示は、決算短信は73.0%、株主総会招集通知は61.4%

決算短信

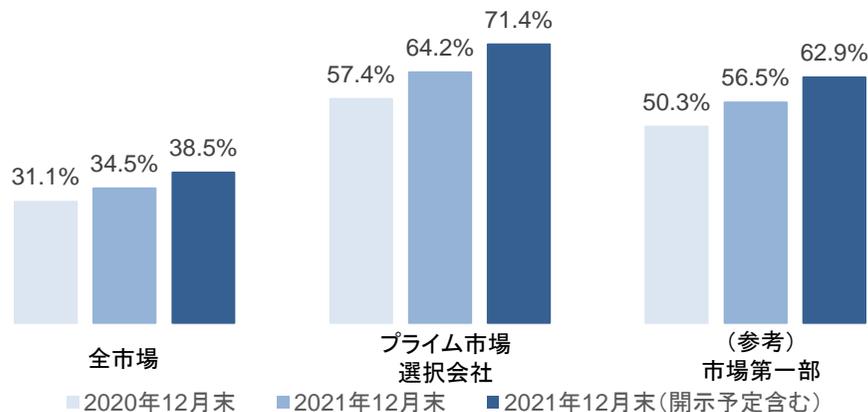
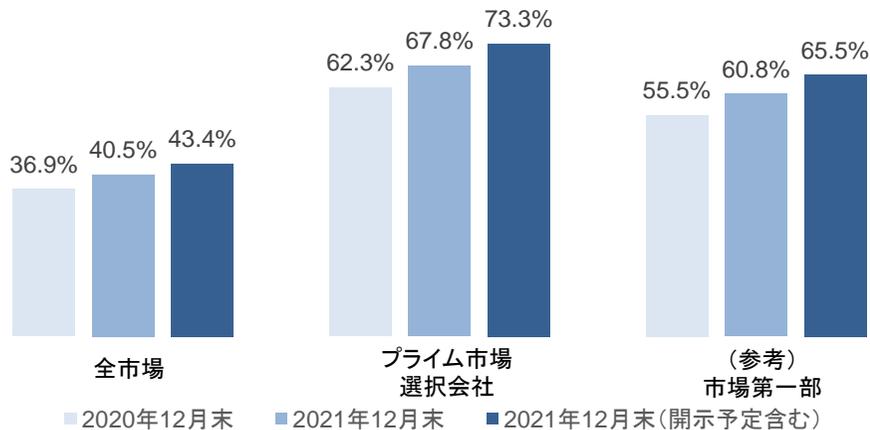


株主総会招集通知



全市場・時価総額ベース

社数ベース



(注1) 時価総額は2021年12月31日時点

(注2) 「時価総額ベース」の英文開示実施率は、対象となる市場又は指数区分の上場会社の時価総額の合計に占める英文開示を実施していると回答した上場会社の時価総額の合計の割合

(注3) 英文開示を実施している旨の回答があったが、開示タイミングの回答がなかった会社については「開示時期不明」として集計

(出所) 東京証券取引所「英文開示実施状況調査集計レポート」(2021年12月末時点)より金融庁作成

コーポレートガバナンス・コード、英文開示実施社数

- 2021年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードにおいて、特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきであることを記載(補充原則3-1②)

コーポレートガバナンス・コード(コンプライ率)

原則	概要	コンプライ率(2021年12月末時点)	
		プライム市場 選択会社	スタンダード 市場選択会社
補充原則3-1②	<p><u>上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。</u></p> <p><u>特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。</u>(注1)</p>	85.36%(注2)	35.25%(注2)

新市場区分別・英文開示実施社数(注3)

	時価総額 (兆円)	社数 (社)	適時開示 資料(注2)			株主総会 招集通知	IR説明会 資料	CG 報告書	有価証券 報告書
			決算短信	その他					
プライム市場選択会社	720.1	1,840	681	1,348	700	1,313	1,097	456	260
スタンダード市場選択会社	23.8	1,475	39	195	42	105	92	16	17
グロース市場選択会社	8.9	456	50	94	53	32	90	17	12
全市場	752.7	3,771	770	1,637	795	1,450	1,279	489	289

(注1)プライム市場上場会社のみ適用される原則に関しては、2022年4月以降に開催される各社の株主総会の終了後速やかにこれらの原則等に関する事項について記載した報告書を提出することとなっている
(注2)コンプライ率は、「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである」の部分を対象としたもの(「特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。」の部分は含まない)

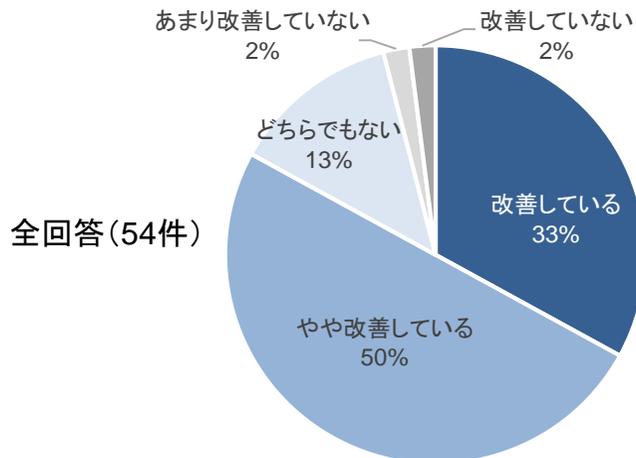
(注3)適時開示資料の英文開示社数は、決算短信及びその他の適時開示資料の両方の英文開示を行っているとは回答した社数

(出所)東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況」英文開示実施状況調査集計レポート(2021年12月末時点)より金融庁作成

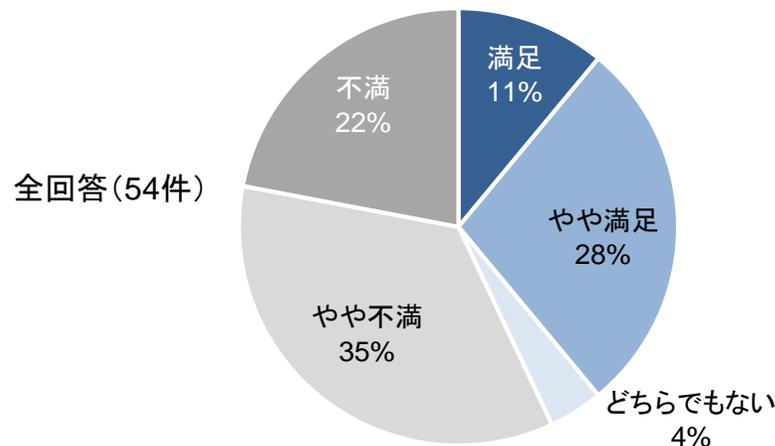
海外投資家アンケート調査結果①(日本企業の英文開示の評価)

- 英文開示の状況については、海外投資家が近年の取組みの進展を肯定的に評価している一方、日本語の開示資料と比べて情報量に差があることや開示のタイミングが遅いとの指摘もある

日本の上場会社の英文開示は近年改善していると思いますか



日本の上場会社の英文開示に満足していますか

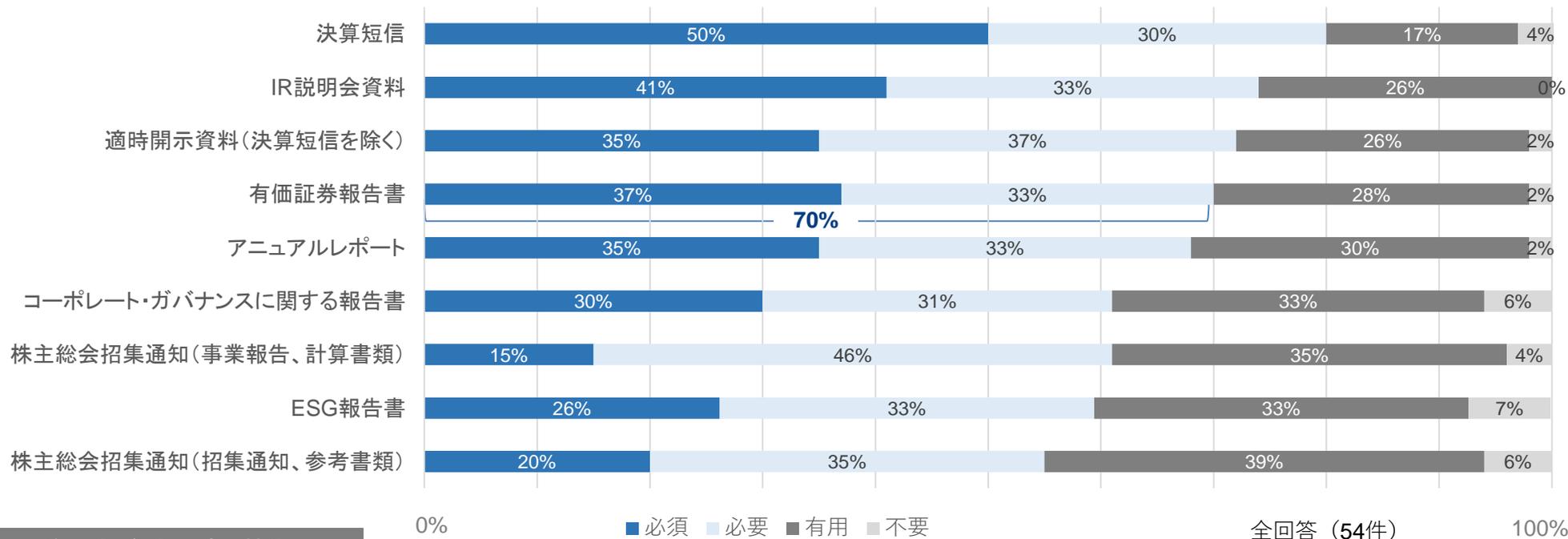


海外投資家の声

- タイムリーな四半期決算短信とIR説明会資料は、投資決定を行うためのカギであり、重要である。有価証券報告書も同様である。これらの開示資料が日本語と同じくらい詳細に英語で提供されるようになれば、アジア諸国の中で日本市場が抜きん出ていることは間違いない。(シンガポール拠点・運用会社・調査担当)
- 決算短信、IR説明会資料、有価証券報告書は、財務情報やビジネスモデルを掴むために必要。深い分析を行うためには、有価証券報告書が非常に役立つ。(シンガポール拠点・ヘッジファンド・投資担当)
- IR説明会資料は、事業に関する重要な情報を効率的に伝える手段だが、機械翻訳が容易ではない。アニュアルレポートや有価証券報告書は非常に情報量が多く、長さやフォーマットの問題で、機械翻訳が困難である。(米国拠点・運用会社・調査担当)
- 会社が海外投資家を望むのであれば、英語での開示を日本語での開示と確実に一致させる必要がある。具体的には、有価証券報告書の全文版を日本語だけではなく英語でも開示してほしい。(英国拠点・運用会社・投資担当)
- すべての資料を翻訳していないか、同時に入手できるわけではなく、要約情報のみを英語で開示していることが多くある。(英国拠点・運用会社・投資担当)

海外投資家アンケート調査結果②(英文開示が期待される媒体)

- 日本の上場会社に投資を行う上で、上場会社による英文開示が必要かどうかについて、資料ごとに選択した結果、有価証券報告書の英文開示を必須又は必要と回答した割合は7割



海外投資家の声、特徴

- **有価証券報告書は、会社、特にMD&Aの詳細を知るための最良の方法の1つ**である。決算短信は、何が起きているかの最新情報を入手するために必要である。IR説明会資料も、会社について知るために役立つ。(米国拠点・運用会社・調査担当)
- もちろん、複数のドキュメントが英訳されることを望むが、**少なくとも有価証券報告書、株主総会招集通知は、財務の安定性と経営の質の両方を評価するために必要**である。また、IR説明会資料は、会社の事業戦略や予想収益を知る上で重要な参考資料となる。ガバナンス上の問題や経営の品質との関連性への注目が高まっていることから、コーポレート・ガバナンスに関する資料の翻訳を優先する会社が増えることを期待している。(米国拠点・運用会社・調査担当)
- 日本語の開示資料を読むことができるスタッフがいない場合、機械翻訳が困難とされる有価証券報告書の英文開示を必要とする割合が相対的に高い(79%)

「自動翻訳エンジンの金融専用モデル構築に関する委託研究」に係る
NICTとの共同報道発表について(2022年3月11日)(抜粋)

NICT(国立研究開発法人情報通信研究機構)と金融庁が連携し、金融分野において、官民協力により業界団体単位でまとめたデータを確保しました。これにより、提供データを効率よく活用し、[日本語と英語の間のAI翻訳の精度が向上](#)しました。

具体的には、[金融庁の率先垂範の下、金融関係の複数の業界団体から大量の翻訳文書を収集し、NICTはこの翻訳文書をAI用の学習データに変換し、更に精製したデータを深層学習に用いて高精度のAI翻訳システムを開発](#)しました。同じ原文に対する従来の汎用翻訳システムによる訳文と上記の金融分野向けの高精度AI翻訳システムによる訳文の品質の比較を行ったところ、最高品質である金融専門翻訳者レベルに達した割合は、前者で約2割でしたが、後者では約5割と大きく増加し、NGレベルの割合は半減するなど、圧倒的な高精度化を実現しました。

(注)本システムについては、2022年3月1日より、NICTから民間事業者に技術移転を開始

(出所)金融庁「自動翻訳エンジンの金融専用モデル構築に関する委託研究」に係るNICTとの共同報道発表について(2022年3月11日)

- I. [参考]サステナビリティ開示を巡る国際的な動向
- II. 情報開示の頻度・タイミング
- III. 英文開示
- IV. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の関係
- V. ご議論いただきたい事項

コーポレート・ガバナンスに関する記載内容の概要

- 有価証券報告書では投資家の投資判断に必要とされる情報、コーポレート・ガバナンス報告書ではコーポレートガバナンス・コードへの対応状況を含むガバナンス情報が開示されている

	有価証券報告書(コーポレート・ガバナンス関連部分)	コーポレート・ガバナンス報告書
概要	投資家が投資判断を行う上で必要な情報を提供 [金融商品取引法] (「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目は、2003年に導入)	上場会社のコーポレート・ガバナンス充実に向けた自律的な取組みを促すため、投資者に各社の状況を情報提供 [取引所規則] (従前の取組みを踏まえ、2006年に導入)
構成	<p>第一部 企業情報</p> <p>第4 提出会社の状況</p> <p>1 株式等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 大株主の状況 等 <p>4 コーポレート・ガバナンスの状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスの概要 <ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方 企業統治の体制の概要(任意の委員会を含む)及び当該体制を採用する理由 内部統制システムの整備の状況 等 役員の状態(役員一覧、社外役員の状態等) 監査の状態(監査役会の活動状況、会計監査人、監査報酬等) 役員の報酬決定方針、個別報酬 株式の保有状況(保有方針、個別銘柄等) 	<p>I 基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コードが求める開示 大株主の状況 等 <p>II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関構成、取締役会の議長、社外取締役の選任状況、独立役員の状態 任意の委員会の設置状況 取締役報酬の開示状況 コーポレート・ガバナンス体制の概要(取締役会等の活動状況、会計監査人等) 等 <p>III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況(株主総会の活性化に向けた取り組み状況等)</p> <p>IV 内部統制システム等に関する事項</p> <p>V その他</p>

前回ディスクロージャーWGにおける提言・第4回会合におけるご意見の概要

□ 前回ディスクロージャーWG報告では、記載内容の整理についても提言

書類間の記載内容の整理については、

投資家から、有価証券報告書の記載情報の重要性・信頼度の高さ、コーポレート・ガバナンス報告書の記載情報の充実度・更新頻度や優れた検索機能等の利便性、といったそれぞれの書類の特徴を勘案すべきとの意見があった。

その上で、コーポレート・ガバナンス報告書について、主に利用者等から、参照先の情報が古い・失われている例がみられるとの指摘や、情報の転記は容易であると考えられるにもかかわらず、参照が多用されると書類の総覧性が失われるとの指摘があった。他方、主に作成者等から、重複して記載することは手間であり、参照をできるだけ用いるべきとの指摘があった。

両書類の記載内容の整理については様々な意見が聞かれる中、今後の投資家と企業との間の対話等において、両書類の特色を踏まえ、望ましい情報提供のあり方についての意見交換が行われ、それを踏まえた情報開示の工夫が積み重ねられることが期待される。

前回ディスクロージャーWG報告
(提言)
(2018年6月28日)

第4回会合
(2021年12月1日)
における
ご意見の概要

- 有価証券報告書は、企業価値創造プロセスを一覧的に掲載する報告書という役割を担っているため、任意開示の参照については慎重に考えるべき。ただし、非常に細かい計算数値などは明瞭性の観点から、全て有価証券報告書に掲載するのが妥当とは言えず、任意開示の参照もあり得る
- コーポレート・ガバナンス報告書を有価証券報告書上も参照できるようになると良い
- 任意開示書類を参照する場合、前年度の開示書類を参照するとなると、やや投資家にとってミスリーディングとなることを懸念している

記載内容の整理の例

- 有価証券報告書に「取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載欄」を新設する場合には、現在のコーポレート・ガバナンス報告書の類似の記載事項を整理することが考えられる

有価証券報告書

4.コーポレート・ガバナンスの状況等
(1)コーポレート・ガバナンスの概要
<ul style="list-style-type: none"> 企業統治の体制の概要 ※任意の委員会を含む <ul style="list-style-type: none"> ➤ 構成(名称、構成員の氏名、社内・社外取締役の別) ➤ 委員長の属性 ➤ 委員会等の設置目的 ➤ 委員会等の権限 等
取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載欄(イメージ)
新設
(取締役会)
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」
(指名委員会)
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」
(報酬委員会)
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」

コーポレート・ガバナンス報告書

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織 その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
1.機関構成・組織運営等
(1)組織形態・機関設計
(2)取締役関係
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 員数上限、任期、取締役会議長の属性、社外取締役の選任状況 ➤ 任意の指名委員会・報酬委員会の有無等 <ul style="list-style-type: none"> • 任意の委員会の有無、構成、委員会の権限 • 委員会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等) 等^(注)
⋮
(8)代表取締役社長等を退任した者の状況
2.コーポレート・ガバナンス体制の概要等
取締役会の活動状況 ^(注)
(開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況等)
[指名委員会等設置会社の場合]
指名委員会及び報酬委員会の活動状況 ^(注)
(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)

記載事項
を整理

(注)東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領(2022年4月版)」によれば、当該項目は、開示が義務ではなく、開示することが望まれる事項として規定されている

目次

- I. [参考]サステナビリティ開示を巡る国際的な動向
- II. 情報開示の頻度・タイミング
- III. 英文開示
- IV. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容の関係
- V. ご議論いただきたい事項

情報開示の頻度・
タイミング

- 四半期開示については、経営が短期主義になるとの意見、経営の短期主義とは無関係である等、幅広い意見があるが、実証研究においては四半期開示と短期主義との関係に対する明確な答えが出ていない。
この点については、引き続き、幅広く企業、投資家をはじめとするステークホルダーの意見や海外の実務を検証しつつ、議論を深めていく必要がある。
- 第6回会合の議論では、コスト削減の観点等から、取引所規則に基づく四半期決算短信と金融商品取引法に基づく四半期報告書との「一本化」には幅広い支持が寄せられた。「一本化」の進め方については、四半期決算短信を基本とする方向、四半期報告書を基本とする方向の両論があり得るが、
 - 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
 - 四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等とのQ&Aの模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること

- 監査法人のレビューがある四半期報告書を期待する意見もあるが、「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法(例えば、適時開示を臨時報告書とすることにより担保する方策等)により確保することも考えられるとの指摘があること

等を踏まえると、四半期決算短信への一本化を基本に検討することが考えられる^(注1)。

(注1) 四半期報告書については、以下のような指摘も見られている。

- ✓ 「(アナリストを含め)正確性の担保との意義はあるが、実際には必ずしもよく利用されているわけではない」との指摘
 - ✓ レビューについては、少なくとも有価証券報告書の虚偽記載などの事案が生じた企業については義務付ける必要があるのではないかとの指摘
 - ✓ 経済界からは、開示書類を作成する立場としては、法定の書類でなくとも、きっちりしたものを出しているという指摘
- これらを踏まえると、今春時点においては、以下のような方針とすることとしてはどうか。
 - 上場企業について、法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」
 - 任意化を含め四半期開示(「一本化」する四半期決算短信)の位置づけについては、四半期以外の適時開示のあり方と併せて、さらに幅広く企業・投資家などの市場関係者の声や海外動向(欧州等)を踏まえて検討すること

情報開示の頻度・
タイミング

- その上で、今夏以降も、本WGにおいて、「一本化」する四半期決算短信に係る諸論点の議論を深めることが考えられるが、具体的にどのような点を整理すべきと考えるか(例:四半期開示の内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビューの有無)。
- 投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されることが重要と考えられる。四半期以外の適時開示の充実を図るためにどのようなことが考えられるか。
- なお、適時開示と四半期開示との関係については、仮に四半期開示義務が廃止されても、大半の企業で任意で四半期開示を継続したり、四半期以外の適時開示において投資家への充実した情報提供が行われていたりするのであれば、四半期開示は任意でもよいとの考え方もある^(注2)。この点について、日本の上場企業は「間違いのない開示」を行おうとする傾向が強いと指摘される一方で、投資家側はリスク情報等について前広な開示を求める傾向にあり、情報の作成者と利用者との間に「期待ギャップ」が生じがちであるとの指摘がある。

(注2) 四半期開示の任意化については、虚偽記載などの問題が生じた企業については、しっかりとした規律付けが行われることが重要との指摘もある。

英文開示

- 東京証券取引所の調査によると、全市場時価総額ベースでは約9割が決算短信、株主総会招集通知の英文開示を実施又は実施予定となっている。一方で、他の開示書類と比較すると、有価証券報告書の英文開示は進んでいない状態である。海外も含めた投資家に有用な情報を提供する観点から、有価証券報告書の英文開示について、どのように考えるか。また、以下の点について、どのように考えるか。
 - 有価証券報告書の英文開示のタイミング(例:日本語の開示書類と同時公表)
 - 有価証券報告書の中で、特に英文開示が求められる開示項目
- 海外投資家へのアンケート結果によると、開示書類が日本語版しかない場合は、翻訳ツールを利用する投資家もいるが、有価証券報告書については、情報量の多さや表示方法により、機械翻訳が難しいとの意見もある。こうしたことを踏まえ、短期的には、外部の翻訳ツールを利用しやすいようにEDINETの表示方法を改修する予定であるが、中長期的には、法定開示書類の英訳に適した翻訳機能の精度向上に取り組むことについて、どのように考えるか。

有価証券報告書
とコーポレート・
ガバナンス報告書
の記載内容の
関係

- 上場企業は、取引所規則により、企業のガバナンス関連情報を記載したコーポレート・ガバナンス報告書の提出が求められている。第4回会合では、コーポレート・ガバナンス報告書において開示推奨項目となっている取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況を有価証券報告書でも記載すべきという意見が多かったが、そうした見直しとともに、有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載を整理することも考えられる。企業の負担や投資家の一覧性を確保する観点から、記載事項を整理することについて、どのように考えるか。また、具体的にどのような項目を整理することが望ましいと考えるか。